

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有 効 期 限)
				名称	所在地	
指定第449号	株式会社 ライフライン	東京都大田区 上池台一丁目 7番 1 6 号	鈴木 一也	株式会社 ライフライン	東京都大田区 上池台一丁目 7番 1 6 号	令和8年5月28日 (令和13年5月27日)